



2020年11月27日

各位

会社名 SRSホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役執行役員社長 重里 政彦
 (コード番号 8163 東証第1部)
 問合せ先 取締役執行役員管理本部長 田中 正裕
 (TEL 06-7222-3101)

第三者割当てによる第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2020年11月11日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当てによる第1回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行について、本日、本新株予約権に係る発行価額の総額（16,415,000円）の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、2020年11月11日公表の「第三者割当てによる第1回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

（参考）

本新株予約権の概要

(1) 割当日	2020年11月27日
(2) 発行新株予約権数	67,000個
(3) 発行価額	総額16,415,000円
(4) 当該発行による潜在株式数	6,700,000株（本新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり行使価額が修正される場合がありますが、上限行使価額はありません。 本新株予約権に係る下限行使価額は646円ですが、下限行使価額においても、本新株予約権に係る潜在株式数は6,700,000株です。
(5) 調達資金の額	6,186,135,000円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 922円 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」といいます。）（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法によります。
(8) 割当先	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社（以下「割当先」といいます。）

(9) その他	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に関する第三者割当て契約（以下「本第三者割当て契約」といいます。）を締結しております。本第三者割当て契約において、割当先は、当社が本新株予約権の行使を許可した場合に限り、当該行使許可に示された 60 取引日を超えない特定の期間において、当該行使許可に示された数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できる旨定められております。</p> <p>割当先は、本第三者割当て契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。</p>
---------	---

(注) 調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以 上